



充実した補償で賃貸の住まいに安心をプラス！

「住まいプラス」は日常生活に起こる「まさか」の事故を充実した補償でサポートする賃貸入居者総合保険です。

家財の補償

事故や自然災害により家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①火災



②落雷



③破裂・爆発



④風災・雹災・雪災



⑤水災



⑥物体の落下・飛来・衝突



⑦水濡れ



⑧騒擾



⑨盗難

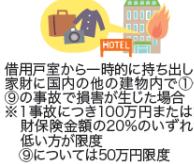


通貨の盗難：20万円限度
乗車券の盗難：5万円限度
預貯金証書の盗難：100万円限度

⑩破損・汚損



持ち出し家財保険金



借用戸室から一時的に持ち出した家財に国内の他の建物内で①～⑨の事故で損害が生じた場合
※1事故につき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い方が限度
⑨については50万円限度

このような費用もサポート

事故に伴う費用などをお支払いします。

●罹災時諸費用

①～⑩の事故で臨時に生じる費用
(通貨・乗車券・預貯金証明の盗難は除く)
※損害保険金の10% 50万円限度

●残存物取片付費用

損害を受けた家財の搬出、
清掃などの費用
※損害保険金の10%
限度

●地震火災費用

地震などにより借用戸室の隣接する建物が所定の損害を受けた場合
※家財保険金額の5%
をお支払い

●失火見舞費用

火災などで他人の所有物に損害が生じた場合のお見舞金などの費用
※1事故につき家財保険金額の20%限度

●臨時宿泊費用

事故によるライフライン停止などで一時的に居住できなくなった際の宿泊費用
※1事故につき20万円限度

●ピッキング防止費用

ピッキング被害に遭い、ドアロックを交換したり、ピッキング防止装置を設置した費用
※1事故につき3万円限度

●ドアロック交換費用

鍵の盗難に遭い、ドアロックを交換した費用
※1事故につき3万円限度

●ストーカー対応費用

ストーカー被害の申出を警察に受理され、防犯カメラなどにかかる費用
※保険期間1年に1回 1事故につき5万円限度

大家さんへの賠償費用の補償（借家人賠償責任保険）

火災・爆発・水漏れなどで借用戸室に損害を与えてしまい、大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。

例えば… 不注意で火災を起こしてしまい、借用戸室を焼失してしまった。
排水口を詰まらせ水が漏れてしまい床を水浸しにしてしまった。



第三者への賠償費用の補償（個人賠償責任保険）

日常生活において、被保険者が他人にケガをさせてしまったり、他人の財物を壊壊してしまい、法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。

例えば… ベランダから植木鉢を落としてしまい、他人の車を破損してしまった。
自転車の運転中に他人にぶつかってケガをさせてしまった。



修理費用等の補償（事故に伴うさまざまな費用）

●修理費用

左記①～⑩の事故により借用戸室に損害が発生し、賃貸借契約により修理費用が自己負担となる場合に保険金をお支払いします。

※1事故につき100万円限度

いたずらでドアノブを壊されて修理が必要になった



借用戸室内の専用水道管が凍結により破損した



●孤独死などによる修理費用

被保険者の借用戸室内での死亡により、借用戸室に損害が生じた際の、清掃・消臭・修理費用を被保険者の法定相続人(または連帯保証人)が負担した場合、保険金をお支払いします。

※右記「遺品整理費用」と合計で50万円限度

●孤独死などによる遺品整理費用

被保険者が借用戸室内で死亡し、借用戸室を大家さんに明け渡す際に必要な遺品整理にかかる費用を被保険者の法定相続人(または連帯保証人)が負担した場合、保険金をお支払いします。

※左記「修理費用」と合計で50万円限度

ビレッジハウスご入居者さま推奨コース

2年間保険料	10,000円	15,000円	20,000円
家財保険金額	125万円	290万円	455万円
賠償責任保険金額	1,000万円		
コース選択の目安	家財少なめ	標準的な量の家財	家財多め

[取扱代理店]ビレッジハウス・マネジメント株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル4階

※上記推奨コース以外をご希望の場合は、取扱代理店までご相談ください。
【SD-KBF21017】

[引受少額短期保険業者] スターツ少額短期保険株式会社

〒134-0088 東京都江戸川区西葛西3-22-21 KYUビル4階

※地震火災費用保険を除き、地震に関する補償は付帯されていません。

※このチラシは、補償内容のポイントをまとめたものです。詳細は契約概要・約款などをご参照下さい。